

2020年5月25日

会 員 各 位

リモート研修の取扱いについて

継続的専門研修制度担当
常務理事 兼 山 嘉 人

現在、CPE 協議会では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策の一環として、公認会計士会館等に参集する CPE 研修会を本年6月まで中止することとしており、各地域会や監査法人等においても類似の措置・対応が取られています。また、政府等から外出自粛が要請され、多くの会員が在宅での勤務を余儀なくされています。

このような状況にあつて、Web 会議ツール等を利用し、受講者がリモート（研修会場とは異なる場所）で参加する形式の研修（以下、「リモート研修」という。）の需要が高まっています。さらに、リモート研修は、今後将来において予想される業務環境・就業環境においても、会員の研修機会を継続的かつ十分に確保し、研修制度の充実強化を図るうえで有用な研修方法と言えます。

この度、リモート研修の実施方法及び CPE 単位申告の方法等を下記のとおりとしましたのでお知らせします。

— 記 —

1. リモート研修の実施方法について

研修会管理者の下で、受講者がリモートで参加する研修を集合研修の一形態として認め、次の要領で実施するものとします。

- ◆ 研修会管理者を必ず置くこととし、研修会管理者（またはその補助者）は開始から終了までの間、研修の進行を管理する。研修会管理者は、会員でなければならない（協会本部及び地域会、地区会（県会）主催の研修会、外部団体による研修会を除く。）。
- ◆ 研修の実施は、予め協会に申請し承認を受けることを必要としない。（他団体による研修会を除く。（注））
- ◆ 研修には、受講者が研修に参加可能なツール又はアプリケーションを使用する。（例、電話会議システム、Microsoft Teams、ZOOM、Skype 等）
- ◆ 講師の講義等をライブで行うことは要件でなく、録画ビデオや CD-ROM 等の使用を認める。
- ◆ 研修会管理者は、参加会員の登録番号を記録するとともに、出席を適切に管理する。出席確認の方法は、現状では以下のような例が考えられる。
 - ・ 研修会管理者（またはその補助者）による受講者映像の目視確認
 - ・ 研修の最後に暗号を表示、受講者から登録番号と暗号を研修会管理者に連絡
 - ・ 事後テスト（修了テスト）を実施・回収
 - ・ 実施後にアンケート・レポートを回収
 - ・ Web 会議のシステムログから受講者の入室、退室の時間を確認
- ◆ 研修会場に参集して実施する集合研修と同時に実施することができる。

(注) 会員事務所主催及び会員有志主催研修会については、初めて開催する研修会の前に主催者等を CPE 協議会に登録しなければなりません。

2. リモート研修の CPE 単位申告について

研修会管理者は、研修の実施後速やかに、出席者及び講師の CPE 単位を CPE 協議会に次のとおり申告することとします。なお、研修の単位は、公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令のとおり、1 時間を 1 単位とします。

(1) 本部、地域会及び地区会(県会)主催の研修会

主催者が取りまとめて申告

(2) 会員事務所主催及び会員有志主催の研修会

研修会管理者が「リモート研修結果報告書」(注)を作成して申告

(3) CPE 認定研修 (会計教育研修機構主催研修を含む)

研修会管理者が「リモート研修結果報告書」(注)を作成して申告

(注) 1. 会員個人による CPE 単位申告はできません。

2. 「リモート研修結果報告書」には、研修での使用ツール、出席確認の方法その他を記載するものとし、その様式は今後速やかに公表します。

3. 本取扱いの適用

2020 年 4 月 1 日以降実施のリモート研修について適用します。

4. 本件に関する問合せ先

日本公認会計士協会 総務本部 研修グループ

E-mail : kenshuu@sec.jicpa.or.jp

(各種問合せにつきましては、メールでお願いいたします。)

以 上